

古文書及び貴重図書閲覧マニュアル

- 1 古文書及び貴重図書（以下、「史料」という。）の閲覧を希望される場合は、必ず事前に1週間以上の余裕をもって史料利用申請書（様式1）に所定の事項を記入して申し込んで下さい。必ず電話等にて休館日等をご確認のうえ、郵送、ファックス、Eメールのいずれかでお申し込みください。事前に閲覧をご希望いただいたものでも、史料保存の必要上閲覧をお断りする場合があります。
 - (1) 古文書には、絵画、書跡や典籍、和装本（刷物）、絵図を含む。
 - (2) 貴重図書とは明治から昭和戦前期までに出版された洋装本の他、保存上当財団が定めるものとする。
- 2 申し込みの際は、『柳沢文庫収蔵品仮目録』『柳澤文庫漢籍準漢籍國書目録』『柳沢統計研究所文庫旧蔵図書目録〔近代〕』により、閲覧を希望される史料名を申請書に明記してください。史料名などがよくわからない場合は、電話等でレファレンスにお答えいたします。
- 3 閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとします。ただし、12時から1時の間は引き続き閲覧されることは可能ですが、出納業務は行いません。
- 4 本館所蔵史料の館外への貸出は、博物館あるいは博物館相当施設、資料館等類似施設において展示に利用する場合等を除いて、一切お断りしておりますのでご了解ください。
- 5 本館所蔵の史料を論文等でご使用された場合は、必ず1部（抜刷、コピーでも可）ご寄贈下さい。
- 6 史料の複写は、写真機等による自己撮影のみとし、電子式複写機による複写は一切できません。また、史料の撮影については史料撮影マニュアルを守って下さい。また、電話等による複写申し込みは一切お受けいたしておりません。
- 7 史料を汚損、亡失された場合は、本館で指定する相応の損害を賠償していただくこととなりますので閲覧に際しては十分ご注意ください。
- 8 閲覧に際しては下記事項を守り、職員の指示にしたがってください。
 - (1) 閲覧の前に
 - ・ 閲覧の前には必ず手を洗うこと。また、昼食後および閲覧中も手の汚れに十分注意すること。
 - (2) 筆記具について
 - ・ 閲覧中の筆記具は鉛筆あるいはシャープペンシルのみとして、ボールペンなどインクで史料を汚損する可能性のある筆記用具は一切使用しないこと。
 - ・ 消しゴムは使用しないこと。
 - (3) 閲覧場所について
 - ・ 閲覧は指定の場所のみとしてそれ以外の場所では行わないこと。
 - ・ 閲覧室での飲食、喫煙は行わないこと。（本館は全館禁煙）
 - ・ 閲覧室では静粛にして、他の閲覧者の閲覧の妨げになる行為は慎むこと。
 - ・ 閲覧室では携帯電話等の着信音はマナーモードとして、通話は館外で行うこと。
 - (4) 史料の扱いについて
 - ・ 史料は手に持たず、また他に立て掛けずに必ず机の上に置いて閲覧すること。
 - ・ 史料を開いたまま伏せたり、開いた史料の上にノートや他の図書などを重ねたりしないこと。
 - ・ 史料を手で押し開いたり、指で触れて文字面をたどらないこと。
 - ・ 史料のトレースはしないこと。
 - ・ 史料の付箋を剥がしたり、挟み込んである物を無断で取り出すなど、史料の現状を変えないこと。
 - ・ 頁を繰るときは、指をぬらしたり指の腹を使ったりせず、ゆっくり丁寧に扱うこと。
 - ・ 史料への書き込みは絶対にしないこと。
 - (5) その他
 - ・ しおりを使用する場合は本館備え付けの物を使い、閲覧終了後は取り除くこと。
 - ・ 金属のメジャーなど、史料を傷つける恐れのある用具は使用しないこと。
 - ・ 卷子や軸物など取り扱いに技術を要する史料の閲覧については職員にご相談下さい。
 - ・ 昼食等で席を離れる場合は必ず職員に史料を預けること。
 - ・ その他史料を損なう恐れのある行為はご遠慮下さい。

附 則

このマニュアルは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本マニュアル施行にともない、「古文書及び貴重図書閲覧規程（平成15年1月7日施行）」は廃止する。